

此の議案は給付工場製出のニオシヤルを採用手を補足して常に出可決した。

△ 會計審査委員會報告

△ 閑會

第三日

午前九時二十分開會

第十一、臨時雇傭制度撤廢の件 (名古屋労働組合提案)

可決

第十二、老癯疾及失業保險法制定促進の件

実行方法

五名以上の特別委員に附託し、原案作成の上中央委員會、社會民眾黨を経て政府當局に提案し、採會する毎に之れが達成に努む。

第十三、総同盟年鑑作成の件 (大阪聯合會提案)

可決

総同盟パンフレット作成の件 (大阪金屬労働組合提案)

二案一括、三名の編輯委員を挙げ実行することとす。

第十四、各地に於ける監獄部屋を撤廢し、撤廢し、労働者虐待防止に努むる件 (札幌労働組合提案)

可決

第十五、自由労働者、屋外労働者保護制定促進に關する件 (大阪聯合會、名古屋労働組合提案)

可決

第十六、機関紙「労働」改造に努むる件 (神奈川聯合會、大阪聯合會提案)

中央委員會一位

休 憩

第十七、工場法違反摘發に努むる件 (大阪聯合會提案)

可決

実行方法

各地方の状態に依り聯合會、或は組合に於て工場法違反摘發委員會を組織して之が実行をなすこと。

第十八、婦人部充実に努むる件 (日本道上組合提案)

可決

第十九、裏切防止のため「ブラッカリスト」作戦の件 (尾ヶ谷聯合會提案)

可決

第二十、所謂懲戒解雇に對して積極的反対運動開始の件 (大阪聯合會提案)

可決

資本は其は懲戒解雇の名を藉りて、組合員を多量に解雇し、或は規定の解雇手当てを給しない、或は好策を講じて之を救ふことと對して、總對的反対運動を開始せしむることとす。

実行方法

一、総同盟本部調査部にて各工場に内規を調査し、懲戒解雇の條項を摘發し、總對的解雇内規某を作成す。